

# 令和6年度 横浜市次世代重点分野立地促進助成制度のご案内

～ 横浜へ進出する企業に助成金を交付します！ ～

※今年度の申請受付は、令和7年1月31日までです。

## ① 制度概要

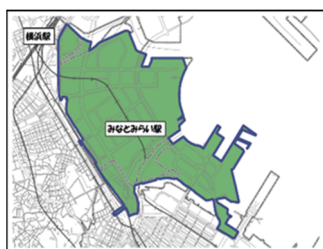
### ●市外企業が、市内に初進出する場合（市内初進出）

対象地域	対象分野	要件（面積・人数）	進出機能（事業所等）	支援内容	助成額（上限）
横浜市 全域	●脱炭素 ●子育て ●モビリティ	対象部分の床面積「50㎡以上」 かつ 対象部分の従業者数「3人以上」	●本社 ●研究所 ●事務所 ●子育て関連施設	床面積 50㎡ あたり 100万円	<b>500</b> 万円
		<サービスオフィス特例> 対象部分の床面積「10㎡以上」 かつ 対象部分の従業者数「3人以上」		床面積 10㎡ あたり 20万円	<b>250</b> 万円

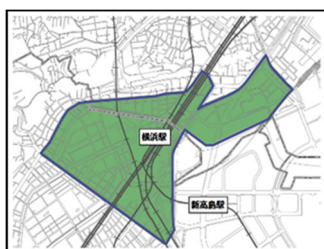
### ※都心部地域以外への立地・外資系企業の一次投資特例

次に掲げる都心部地域以外の市域に初進出する場合又は外資系企業の一次投資の場合、上記に示す面積要件・人数要件の「かつ」を「又は」に緩和します。

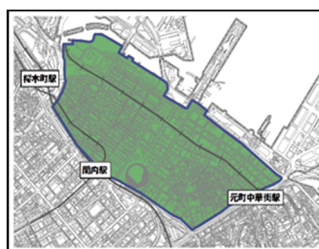
① みなとみらい21地域



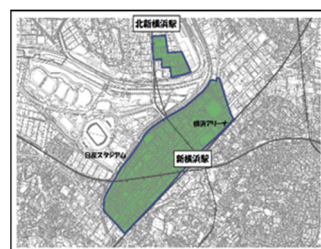
② 横浜駅周辺地域



③ 関内周辺地域



④ 新横浜都心地域



### ●市内に事業所等を持つ企業が、本社等を市内で拡張・移転する場合（拡張・移転特例）

対象地域	対象分野	要件（面積・人数）	進出機能（事業所等）	支援内容	助成額（上限）
横浜市 全域	●脱炭素 ●子育て ●モビリティ	対象部分の床面積が拡張・移転前より 「50㎡以上」増加 かつ 対象部分の従業者数が拡張・移転前より 「3人以上」増加	●本社 ●研究所 ●子育て関連施設	増加する 床面積 50㎡ あたり 100万円	<b>250</b> 万円

●みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出を実質ゼロとする場合は、上記助成額に加えて、下記助成額を上乗せ交付します。

対象地域	対象分野	要件	進出機能（事業所等）	支援内容	助成額（上限）
みなとみらい 21地区	●脱炭素 ●子育て ●モビリティ	みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴うCO <sub>2</sub> 排出を実質ゼロとする場合	●本社 ●研究所 ●事務所 ●子育て関連施設	床面積 50㎡ あたり 25万円	<b>125</b> 万円

<担当・お問合せ先> 横浜市 経済局 企業投資促進課  
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
TEL:045-671-2594 FAX:045-664-4867 E-Mail : ke-kigy@city.yokohama.lg.jp

**(注1) 市外企業**：株式会社、合資会社、合名会社、合同会社（以下「会社」と総称します。）、外国会社又は外国会社が議決権等の3分の1超を有する会社（以下「外資系企業」といいます。）で、市内に研究所、本社、支店、営業所その他これらに類するものを有しないものをいいます。

**(注2) 事業所等**：研究所、本社、事務所、子育て関連施設(子育て分野に限る。)その他これらに類するもので、その事業の用に供するものをいいます。  
(工場、倉庫、店舗（子育て関連施設を除く。）などは含みません。)

**(注3) サービスオフィス等特例**：事業所の使用に関する付加サービスを含む契約に基づいてサービスオフィスに2年以上入居する場合の特例制度です。入居するサービスオフィスは、法人登記が可能であり、広く一般に入居者を募集していることが要件です。

**(注4) 対象部分**：事業所等のうち、倉庫等の物品等の保管の用に供する部分、展示スペース・ショールーム部分、物品販売・サービス提供を目的とした店舗（子育て関連施設を除く。）、飲食施設等の部分を除いた専有部分をいいます。サービスオフィス等特例の場合は、事業所等のうち、個室等の仕切りのある専有スペース（施設可能）部分をいいます。

**(注5) 従業者**：直接雇用する労働者で雇用保険の適用対象となる方をいいます。

**(注6) 都心部地域**：横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例(平成30年3月条例第5号)第2条第1号に規定する企業立地等促進特定地域のうち、みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域をいいます。

**(注7) 外資系企業の一次投資**：外資系企業であって日本国内に事業所等を有しないものをいいます。

## ② 床面積別助成金額一覧

### ● 市内初進出

床面積	50～99㎡	100～149㎡	150～199㎡	200～249㎡	250㎡～
助成金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円

### ● 市内初進出（サービスオフィス特例）

床面積	10～19㎡	20～29㎡	30～39㎡	40～49㎡	50～59㎡	60～69㎡	70～79㎡
助成金	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円	120万円	140万円
	80～89㎡	90～99㎡	100～109㎡	110～119㎡	120～129㎡	130㎡～	
	160万円	180万円	200万円	220万円	240万円	250万円	

### ● 拡張・移転特例

床面積	50～99㎡	100～149㎡	150㎡～
助成金	100万円	200万円	250万円

### ● 再エネ電力（上乘せ）

床面積	50～99㎡	100～149㎡	150～199㎡	200～249㎡	250㎡～
助成金	25万円	50万円	75万円	100万円	125万円

※「都心部地域以外への立地・外資系企業の一次投資特例」に該当する場合はご相談ください。

## ③ 事業計画概要書の提出（契約※締結前）

**契約※締結の前日までにこの書類を提出していない場合は、助成金の申請はできませんので、ご注意ください。**

※契約とは、サービスオフィス特例の場合は事業所の使用に関する付加サービスを含む契約、それ以外の場合は建物の賃貸借契約をいいます。

(注) 申請期間中であっても、申請多数の場合には、事業計画概要書の受付を締め切ることがあります。

【事業計画概要書（第1号様式）提出後】

- ・ 契約を締結されましたら、担当へご連絡ください。
- ・ 拡張・移転特例の場合：移転前に、既存の市内事業所等の従業者数を確認させていただく書類（適用事業所台帳ヘッダー1、事業所非該当承認申請書など）をご提出いただきます。（移転後にも、事業開始後の従業者数確認のため、再度、市内事業所等の従業者数を確認させていただく書類をご提出いただきます。）。

#### ④ 助成金の交付申請（事業開始後）

事業開始後に交付申請書を含む下記書類をご提出いただきます。

※事業開始後、担当職員が事業所等の現地調査を行います。

●**主な提出書類**は次のとおりです。

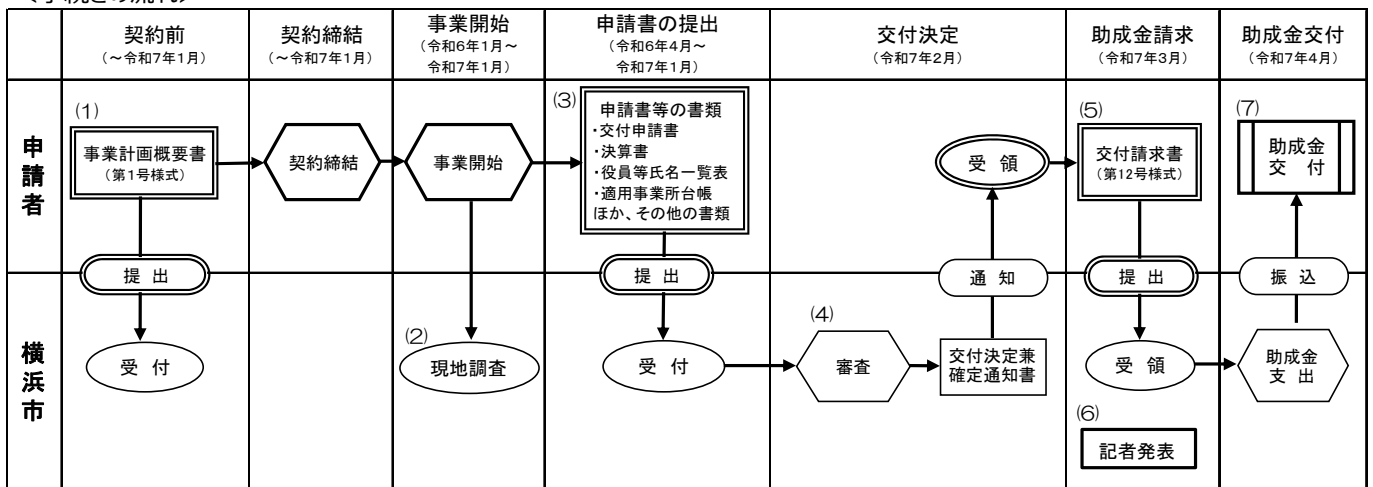
- ・交付申請書兼実績報告書（横浜市様式）
- ・決算報告書（直近2期分）：貸借対照表、損益計算書、販売及び一般管理費内訳  
 (注) 決算期が2期確認できない、また2期連続で債務超過の場合は、原則として助成対象となりません。
- ・役員等氏名一覧表（横浜市様式）：全役員の氏名、生年月日、性別、住所  
 (注) 神奈川県警に暴力団該当の有無を照会させていただきます。
- ・対象事業所等の従業員数が確認できる書類：適用事業所台帳ヘッダー1、事業所非該当承認申請書など
- ・法人設立・開設届出書又はこれに類する書類写し
- ・賃貸借契約書写し（サービスオフィス等特例の場合は、サービス契約書写し）

#### ⑤ 手続きの流れ、スケジュール

助成金交付までの手続き及びスケジュールは、概ね次のとおりです。

- (1) 「事業計画概要書（第1号様式）」の提出：～令和7年1月（契約締結日の前日まで）
- (2) 職員による事業所等の現地確認：令和6年4月～7年1月（事業開始後）
- (3) 助成金の交付申請：令和6年4月～7年1月（事業開始後）
- (4) 審査、交付決定・交付額確定通知：令和7年2月
- (5) 交付請求書の提出：令和7年3月
- (6) 交付決定の記者発表：令和7年3月
- (7) 助成金の交付：令和7年4月 ※指定口座へ振込

<手続きの流れ>



#### ⑥ 注意事項（必ずお読みください）

##### (1) 助成金額の算定について

- ・申請額の合計が予算額を上回った場合、予算額の範囲内で按分し、申請額を減額して交付します。

##### (2) 事業の継続義務（2年間）、実施状況報告について

- ① 事業継続義務期間中は、進出した事業所等で当該事業を継続しなければなりません。  
上乗せ交付に該当する場合は、事業継続義務期間中、進出した事業所等で電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを継続しなければなりません。

※事業継続義務期間：事業開始日から2年を経過する日までの間

※事業開始日：当該事業所等で要件（P.1）を満たし、事業計画概要書に係る事業を開始した日

② 事業継続義務期間中は、当該事業の実施状況を、毎年、事業開始日の属する月に、次の書類により報告しなければなりません。

- 横浜市次世代重点分野立地促進助成 状況報告書（第13号様式）
- 横浜市次世代重点分野立地促進助成 役員等氏名一覧表（第6号様式）
- 直近の法人市民税に係る確定申告書（写し）

（注）これらの義務に違反した場合、交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

※上乗せ交付に該当し、事業継続義務期間中の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの継続が確認できなかった場合は、上乗せ交付額のみ返還していただきます。

※返還する助成金に、年10.95%の加算金が加算されます。

### （3）他制度との併用の不可について

・横浜市スタートアップ立地促進助成金の申請、または、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）に基づく認定申請をした場合は、本助成金の申請はできません。

## ⑦ 次世代重点分野立地促進助成の対象分野一覧

分野	対象事業	
	区分	主な事業（例）
脱炭素	エネルギー	再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、潮汐、バイオマス等）
		非化石エネルギー（水素・e-Fuel・アンモニア、核融合発電等）
		次世代電力マネジメント（次世代蓄電池、次世代半導体を含む。）
		レアメタル資源確保
		産業のエネルギー需給構造の転換
	カーボンリサイクル	CCS事業
	脱炭素素材	脱炭素資材開発・製造
子育て	子育て製品の製造	子育て用品、チャイルドシート、子供の衣料・食品・医療機器等の開発・製造
	子育てDX	子育てサービスのオンライン化、子育て支援アプリ開発・運営
	学習(市内の子育て環境の向上に資するものに限る。)	良質な教育プログラムを備えた学童施設の運営、学習に関するソフト・ハードウェア開発、学習コンテンツ配信・出版
	人材育成	子育てサービスに係る人材の育成
	代行サービス業	家事代行、ベビーシッター ※当該事業に関する実績等から、利用者及び子供の安全性が十分に担保できると市長が認めるものに限る。
モビリティ ※化石燃料によるものを除く	次世代交通	次世代交通、アボイド、自動車のDX化（自動運転、運転支援サービス等）の開発・システムの構築・実装等
	交通の安全性向上	道路システムのDX、ビッグデータを活用した交通安全対策
	次世代モビリティ	次世代自動車、ドローン、パーソナルモビリティ、グリーンスローモビリティ等